

# 水質・汚泥（P F A S）試験業務 特記仕様書

## 1 目的

本委託業務は、各浄化センターの流入水、放流水及び脱水汚泥中のP F A S濃度を把握すること等を目的とする。

## 2 委託試料

委託試料は、以下の浄化センターの「流入水」、「放流水」及び「脱水汚泥」とする。

- ・北部浄化センター（三重県三重郡川越町大字亀崎新田 80 番地 2）
- ・南部浄化センター（三重県四日市市楠町北五味塚 1085 番地 18）
- ・志登茂川浄化センター（三重県津市白塚町 1592 番地）
- ・雲出川左岸浄化センター（三重県津市雲出鋼管町 52 番地 5）
- ・松阪浄化センター（三重県松阪市高須町 3922 番地）
- ・宮川浄化センター（三重県伊勢市大湊町 1126 番地）

## 3 業務内容

### (1) 試験項目

ペルフルオロオクタンスルホン酸（P F O S）

ペルフルオロオクタン酸（P F O A）

※ 両項目とも直鎖体及び側鎖体の定量値を含む。

### (2) 試料数

流入水：6 検体、放流水：6 検体、脱水汚泥：6 検体

### (3) 試験方法

#### ① 流入水及び放流水

J I S K 0 4 5 0 - 7 0 - 1 0（工業用水・工場排水中のペルフルオロオクタンスルホン酸及びペルフルオロオクタン酸試験方法）

#### ② 脱水汚泥

P F O S 及び P F O A 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項（令和 4 年 9 月 環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課）

### (4) 調査回数

年 1 回（令和 8 年 9 月 1 4 日（月）を予定）

## 4 試料容器、試料の受渡し、試料の保存

(1) 試験実施の時期及び試料の受渡しについて、監督員（水質分析センター担当者）が委託側窓口となり、受託者と調整を行うものとする。

(2) 試料容器は受託者が準備し、水質分析センター（三重県松阪市高須町 3922 番地）に令和 8 年 8 月 2 1 日（予定）までに届けること。

(3) 試料の受渡し場所は水質分析センターとする。

(4) 受託者は試料を受取った際に、委託者が用意する受取確認票に運搬担当者の署名を行うこと。

(5) 試料は概ね 2 時間以内に試験所まで運搬すること。

(6) 試料の保存について、流入水及び放流水は成績書（計量証明書）発行以後 2 0 日以上、脱水汚泥

は成績書発行以後30日以上保存すること。

## 5 試験

- (1) 委託した全ての試験について手順書等が整備されていること。
- (2) 内部精度管理・外部精度管理に係る規定等が整備され実施されていること。
- (3) 試験に使用する標準物質は可能な限りトレーサブルを使用すること。
- (4) 試験は適切に（品質）管理された状況の下で実施すること。
- (5) 試験開始日時は受託者が試験結果の信頼性を確保できるよう配慮したうえで決定すること。
- (6) 試験は再現（検討）可能なように記録を残すこと。

## 6 報告書

水質分析センター委託業務共通仕様書第6条に規定する委託業務報告書については、下記のとおりとする。

- (1) 報告書に用いる試験結果については環境計量証明を行うこと。ただし、計量法に基づく計量証明を行えないものを除く。
- (2) 報告書は3部作成し、水質分析センターへ提出すること。
- (3) 報告書の提出は、試料受渡し日からおおむね3週間以内とし、可能な限り速やかに行うこと。

## 7 その他

- (1) 受託者は契約後、業務にかかる打合せを行うこと。また、委託者の要請に応じて業務の詳細に係わる追加の打合せに応じること。
- (2) 受託者は（1）の打合せの内容を業務打合簿に記載し、速やかに提出すること。
- (3) 受託者は業務の再委託をしてはならない。
- (4) 本仕様書にかかる疑義が生じた場合、受託者は委託者に照会することができる。
- (5) 受託者は委託者から試験結果に対する疑義についての連絡があった場合、委託者と協議の上、試験結果の検証に応じること。
- (6) （5）の検証を行う際の費用は受託者が負担すること。
- (7) 受託者は委託者から以下の要請があった場合、遅滞なくこれに応じること。
  - ① クロマトグラム等の生データの提出
  - ② 試験操作フローの提出
  - ③ 委託試料の試験についての精度管理状況が確認できる書類の提出
- (8) 分析機器の故障等で試験困難な状況に陥ったときは、直ちに監督員へ連絡すること。